

## 児童育成クラブ 申請に関するQ&A

1 Q 入会申請書類はどのように入手できますか？

A 通年(4/1-3/31)の新規入会の申請は、該当年度一年分のみの申請のため、毎年度申請が必要です。申請書類は各クラブと草津市子ども・若者政策課に設置しています。また、草津市HPからもダウンロードすることが可能です。第一次調整期間前には、市内各5歳児保育施設にも設置します。

2 Q 公設・民設各クラブの保育内容や独自事業の案内はどのように確認できますか？

A 児童育成クラブガイドブックまたは草津市HP→子育て・教育→保育・教育→児童育成クラブに掲載しています。その他各クラブ設置の入会案内等を確認してください。

3 Q 公設クラブと民設クラブの両方に申請をすることはできますか？

A 草津市児童育成クラブは**併願制**となっており、申請書類は各クラブに一式ずつ提出が必要です。公設クラブは草津市長苑、民設クラブは各民設施設長苑の口にレ点を記入の上使用してください。

4 Q 公設クラブも民設クラブも複数クラブに申請することはできますか？

A **公設クラブ**は通所区域がお住まいの小校区に限られますので、小校区の1箇所のクラブにしか申請できません。**民設クラブ**については各クラブによって通所可能区域が異なりますが、通所可能区域内であれば、複数クラブに申請が可能です。併願申請をする場合は、各クラブ宛てに1式ずつ申請書の提出が必要です。

5 Q 入会申請書類の提出場所はどちらですか？

A (1)入会申請書・家族・児童の状況調書(裏面)、(2)保護者の就労状況証明書(以下「就労証明書」という)、(3)延長保育申請兼登録書(延長保育利用のみ)を公設、民設各クラブまたは草津市子ども・若者政策課に提出してください。各5歳児保育施設への提出はできません。

6 Q 第一次申請期間と結果発送日を教えてください

A **第一次調整申請期間**は保育所入会申請と同時期の**10月中旬から10月末**、結果は第二次申請に間に合うように**12月初旬頃**に発送予定です。

7 Q 第二次申請期間と結果発送日を教えてください

A **第二次調整申請期間**は保育所入会申請と同時期の**11月初旬から12月中旬**、結果は第三次申請に間に合うように1月下旬に発送予定です。

8 Q 第三次申請期間と結果発送日を教えてください

A **第三次調整申請期間**は保育所入会申請と同時期の**12月中旬から2月中旬**、結果は3月初旬に発送予定です。

9 Q 審査方法について教えてください

A 草津市児童育成クラブの入会許可については、毎年審査を行います。まず1年生から6年生までの障害のある児童で、かつ集団生活ができる児童が最も優先順位が高くなります。続いてその年の1年生から6年生まで、学年が上がるにつれて、優先順位が低くなっていきます。優先順位が同じ場合は、保護者の就労状況、家庭や児童の状況等を数値化し、決定していきます。学年が上がるにつれて優先順位が低くなるため第1希望のクラブへ入会できない可能性が高まりますので、通所できる複数のクラブへ併願申請を行うことが可能です。市ではいずれかのクラブに入会できるよう、民設クラブの整備を進めています。

10 Q 一旦入会すれば、希望する間何年も在籍できるのですか？

A 毎年、その年度の1年生から順番に(1年→2年→3年→4年→5年→6年の順)に各クラブの定員に達するまで1年分の入会許可通知が発送されます。**複数年の入会を確約するものではありません。**

## 児童育成クラブ 申請に関するQ&A

- 11 Q 第一次・第二次調整の結果はどのような通知ですか？
- A 公設クラブ申請者分は草津市から「**入会許可通知**」または「**入会保留通知**」を発送します。民設クラブ申請者分は民設クラブから同様に発送されます。
- 12 Q 保留通知(第一次・第二次)はどのような内容ですか？
- A **保留通知**には、以下の内容の文書が同封されています。  
『今後取下げによる繰上が生じた場合は、次の調整期間での許可となる可能性があります。ただし、公設クラブ・民設クラブどちらでどの程度繰上げが生じるかは未知数のため、現在未併願の方は同封申請書により通所可能民設クラブへの併願をお勧めします。』
- 13 Q 保留通知を受け取ったのですが、どうすれば良いですか？
- A 保留通知には、民設児童育成クラブへの申請書類が同封されていますので、**併願申請**が未だの方は、申請期間内に送迎可能なクラブへ申請書を提出してください。
- 14 Q 許可通知はどのような内容ですか？
- A **許可通知**には、以下の内容の文書が同封されています。  
『万が一、入会を辞退される場合には、空き枠への保留者入会案内調整がございますため、期日までに各「のびっ子」へ同封の「取下げ・入会許可辞退届」の提出または電話にてお知らせいただきますようお願いいたします。』
- 15 Q 保留者の繰上決定はどのように行われるのですか？
- A 第一次調整で複数のクラブから許可通知を受け取った方が辞退された空き枠に、保留者の繰上許可を行うことを第二次・第三次調整で行います。ただし、何人の方が保留からの繰上決定になるかは、**未知数**のため、併願申請をお勧めします。
- 16 Q 最終の第三次結果通知はどのような内容ですか？
- A 第三次調整結果は公設クラブ申請者分は草津市から「**入会許可通知**」または「**入会不許可通知**」を発送します。民設クラブ申請者分は民設クラブから同様に発送されます。
- 17 Q 不許可通知(第三次)はどのような内容ですか？
- A **不許可通知**には、以下の内容の文書が同封されています。  
『「〇〇年度児童育成クラブ入会調整継続希望確認書」により、「各月の入会調整継続の希望」もしくは「申請の取下げ」を選択して同封の切手不要返信用封筒にて返送してください。』
- 18 Q 公設・民設両方のクラブから許可通知を受け取ったがどうしたら良いですか？
- A 公設クラブについては、市で審査のうえ、結果を通知しますが、民設クラブについては各クラブで審査のうえ、各クラブから結果が通知されます。  
『公設クラブ、民設クラブの両方から入会許可通知を受けた場合は速やかに、入会するクラブ以外のクラブへ「取下げ・入会許可辞退届」の提出または電話にてお知らせいただきますようお願いいたします。』
- 19 Q 年度途中でクラブを変更したり、退会をしたい場合はどのようにすれば良いですか？
- A 許可の期間は該当年度の最終日(3/31)までです。年度の途中での退会は該当月の20日までに退会届の提出が必要です。
- 20 Q 勤務先の変更や就労内容が変更した場合はどのようにすれば良いですか？
- A すでに提出した就労証明書に変更が生じた場合は、新たな就労証明書の速やかな提出が必要です。提出がない場合は入会取り消しの対象となる場合があります。万が一離職された場合は**離職された月の翌月から数えて3ヶ月目の20日までに**新勤務先の就労証明書の提出がないと入会取り消しとなります。

## 児童育成クラブ 申請に関するQ&A

21 Q 自営業者の就労状況証明書はどのように記入すれば良いですか？

A 自営業者の就労状況証明書は、自身で就労状況証明書様式に内容を記入、捺印(事業主印鑑)のうえ、開業届(收受印のあるもの)、確定申告書の写し等、自営の実態が確認できる書類の添付が必要です。

22 Q 市外転入・市内転居の場合の記入方法について教えてください

A 草津市へ転入もしくは草津市内で転居する予定がある場合は、公設クラブへの入会申請は通学する予定の小学校区のクラブへ申請してください。申請者の住所記入欄は申請時点で住民票のある住所を現住所欄に記入して、転入予定先が決定している場合は転居予定先の住所欄に記入の上、転入後に住所変更手続きをします。(住所変更届の様式は各クラブおよび子ども・若者政策課にあります。)民設クラブへの申請は通所可能区域がクラブによって異なりますので、詳しくは各民設クラブへお問い合わせください。

23 Q 育児休業期間中の利用について教えてください

A 育児休業期間の入会は、産前2か月から産後6か月まで(出産月を除く)入会する事ができます。7か月目に就労復帰される場合は、該当月就労開始を確認できる就労証明書を前月20日までに提出することで継続して在籍できます。

24 Q 障害のある児童の放課後保育の主管課はどちらですか？

A 少人数制の放課後等デイサービスの通所案内は洪川福複センター内の発達支援センター(077-569-0353)で、行っています。

25 Q 保育内容、保育料の支払い方法、おやつ代のことなどについて教えてください

A 保育カリキュラムや保育料の支払い(口座引き落とし日等)はクラブ毎に異なるため、各クラブにお尋ねください。

26 Q 1日だけや1週間だけという短期間での入会は可能ですか？

A 学校休業期間と月単位以外の入会期間はありません。

27 Q 保育料減免はありますか？

A 震災、風水害、火災その他の災害の復旧を行っている世帯、ひとり親世帯、**前年度市町村民非課税世帯**、生活保護世帯など入会児童の世帯状況により、減免の対象となる場合があります。(申請は毎年必要です。)

28 Q 子どもは保護者の勤務日だけ登所して、勤務でない日は家庭で過ごすことはできますか？

A 児童育成クラブは保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および学校休業期間に適切な遊びと生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図る事業であることから、保護者が家庭にいる日は、目的外利用はできませんので家庭保育を行ってください。保育料は月額料金となっており、日割り計算での清算は行っていません。